

暴風・大雨・洪水・大雪の各警報発令に伴う対応について

今週に入り、台風が発生する情報が出ています。大雨の影響や台風の接近により警報が発令されることがあります。つきましては、暴風・大雨・洪水・大雪の各警報の発令にかかわっては下記のとおりに対応となりますのでご承知おきください。

警報発令時の基本対応

- 1 台風等の接近が予想される場合、あらかじめ給食を取りやめることがあります。その場合「お弁当」の準備をお願いすることがあります。
- 2 羽島市に出される警報が対象です。
- 3 各「**注意報**」が発令されている場合・・・**平常通りの授業**
- 4 警報の発令・解除への対応

自分の命は自分で守ることをご家庭でも十分くり返しご指導ください。

- ・増水した用水路をのぞきこまない。（近寄らない。）
 - ・浅いところでも側溝に足を入れたり、入ったりしない。
 - ・帽子や傘などの持ち物が車道や側溝・用水路に飛んでいっても慌てて取りに行かない
- など、通学路での状況について日頃からお子さんの様子を聞くなどして把握に努めてください。

ア) 各「**警報**」が発令されている場合・・・**自宅待機**

ただし

イ) 午前**6時15分まで**に「**警報**」が**解除**された場合
・・・**平常通り（8時15分）始業**（給食がない場合は弁当を持って登校）

ウ) 午前**11時まで**に「**警報**」が**解除**された場合（午前**11時**を含まない）
・・・**解除後2時間して始業**（給食の有無及び弁当持参についてはすぐるにて連絡）

エ) 午前**11時以降**に「**警報**」が**解除**された場合（午前**11時**を含む）
・・・**休業**（放課後児童教室もこれに準じます）

- 5 児童が登校後に各「**警報**」が発令された場合

ア) 「**警報**」が発令されておらず、安全に帰宅できると判断した場合は、速やかに下校させます。原則として職員が通学班の分岐点まで引率します。

イ) 「**警報**」が発令され、帰宅が困難と判断される場合は、校内に待機させ、保護者の皆様に連絡します。

ウ) お昼近くになって警報が発令された場合、お伝えしていなくても給食がなくなることもあります。学校待機の児童についても給食はありません。

①この場合、ご家庭への連絡は「すぐる」で行います。

* 停電や機器のトラブル・損傷により、すぐるが配信できない場合もありますのでご理解ください。

②保護者の皆様にお迎えのお願いをしなければならない場合もありますので、確実に連絡が伝わるようご配慮いただくとともに、お近くのご家庭と連携を取るなどしてお迎えいただきますようご協力願います。

- 6 昼食・給食について

ア) 学校での給食のない場合に備えて、各家庭での昼食の用意（保存食等の備蓄）をしてください。

イ) 当日急に給食がなくなった場合、既に給食材料の購入や調理が行われていることがあります。その場合、給食がなくなっても給食費や処理費の徴収もあり得ますのでご理解をお願いします。

裏面に「雷から身を守るには」も掲載しましたのでご覧ください。

「雷から身を守るには」

<登校について>

- ・雷鳴など雷発生の兆候が見られる場合には、自宅待機あるいは子ども110番の家等へ避難するようご助言ください。

<下校について>

- ・雷が発生している場合には学校待機あるいは引き渡し下校とさせていただきます。すぐーる等で連絡します。

<雷が発生した場合>

- ・雷が発生した場合には、下記（４）「雷に遭遇してしまった時の避難」をご参照ください。実際に家庭内、通学路、よく行く場所等の現地で「ここならより安全」という場所をお子さんに理由とともに示しておかれることや実際にやってみることをおすすめします。学校でも一般的・共通的なことは校内で実例を通して指導します。

(1)雷を知る	○ゴロゴロと雷鳴が聞こえ始めたら、落雷する危険がある ○雷は雨が降る前に発生し、雷雲が消滅するまで続く。
(2)予報・注意報に耳を傾ける	○天気予報で、「大気が不安定」との言葉が出れば、雷の発生が予測される。
(3)雷の接近を知り事前に避難	○雷鳴が聞こえた時には、すでに落雷の危険域に入っている。 ○激しい雨が降り出してから避難するのは、逃げ遅れ。
(4)雷に遭遇してしまった時の避難	
①安全な場所	○鉄筋コンクリート建築物、一戸建て住宅、自動車・バス 等 ※テントやトタン屋根の小屋等は不可。 ※テレビ・無線機等は2 m以上、電化製品・電話等は1 m以上離れる。 ※炊事・洗濯・入浴・室内プールは避ける。
②緊急避難 (①の安全な場所が近くに無い場合)	○高さが5 m以上30 m以下の高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、かつその物体から4 m以上離れた場所の（【保護範囲】：以下の図参照）中で、足をそろえてしゃがむ。 ※樹木の場合は、枝や葉先からも4 m以上離れる。 ※森林は危険、木はまばらなところの方がよい。 ○高さが30 m以上の場合は、4 m以上離れ、30 m以内が保護範囲となり、その中で足をそろえてしゃがむ。 ※30 m以上について、高ければそれだけ範囲も広いという訳ではない。 (注意事項) ※寝そべらず両足の間隔はせまくする。そうしないと電流が流れやすくなる。 ※傘はささない。長い物体は素材に関わらず、体から離して地面に寝かせる。 ※ヘアピン・アクセサリー等の金属類は雷を引き寄せない。

【保護範囲】

紙媒体の文書には記載